

第3回子どもの権利条例検討部会 議事録

日 時：令和8年1月27日（火）午後3時30分～午後6時

場 所：江別市野幌公民館研修室3・4号

出席者：石塚委員、金子委員、藤野委員、鈴木委員、岡委員、齋藤委員、高橋委員、
久保田委員 計8名

事務局：金子子ども家庭部長、深見子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、
北島子育て支援係長、小林子育て支援係主査

傍聴者：なし

1 開会

（石塚部会長）

ただいまから、第3回子どもの権利条例検討部会を開会いたします。
次第2の1報告事項「意見交換会の実施結果について」を議題といたします。
初めに、事務局から説明をお願いいたします。

2 議事（意見交換会の実施結果について）

（気境課長）

資料1「意見交換会実施結果報告書」について、ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、右側の1ページをご覧ください。

本意見交換会は、主に子どもの権利条例の制定に向けた市民の声をお伺いする取組の一つとして、令和7年8月から10月にかけて、計7回実施いたしました。

多くの意見をお聞きしたいと考えていたのと同時に、別にアンケート調査も実施しておりますため、アンケート調査では把握できない意見をお伺いしたいと考え、企画・運営を行いました。

次に、実施した団体をご紹介します。

8月には、教育委員会との共催により、不登校児童生徒の親の会や支援団体等の皆さん、9月には、子育て支援センターすくすくを利用されている保護者の皆さん、若者の支援機関であるくらしサポートセンターえべつ、若者サポートステーションの相談員の皆さん、医療的ケア児の親の会である江別介護ママの会の皆さん、ページをおめくりいただき、子どもの居場所づくりの実践者の皆さんとしてNPO法人恩おくりの皆さん、10月には、北海道中央児童相談所の皆さん、最後に、北海道南幌養護学校の生徒の皆さんでございます。

また、意見交換会には可能な限り子ども家庭部の若手職員も参加者として同席いたしました。

3ページ以降は具体的な意見交換会の結果を記載しております。

量が多く恐縮ですが、既に目を通していただいている前提でご説明申し上げます。

まず、3ページをご覧ください。

不登校児童生徒の親の会や支援団体等の皆さんからは、「保護者の抱える不安や悩みについて」というテーマでは、

- ・悩みや困りごとは個別性が高いこと
- ・子どもと同時に保護者の支援も大切であること
- ・学校に通うことが必ずしもゴールではないこと
- ・教育委員会以外の相談先があることが望ましいこと
- ・多様な子どもの居場所の必要性

などの意見がありました。

「今後、必要と考えられる支援策について」では、

- ・遊び場や居場所に関すること
 - ・情報発信に関すること
 - ・不登校を理解してくれる大人の必要性
- などの意見がありました。

「子どもの権利条例について」では、

- ・教育委員会と子育て支援課が一丸となること
 - ・大人の学習の機会が必要であること
 - ・子どもの意見を聴く仕組みの必要性
 - ・子どもたちの選択を応援する仕組みが必要であること
- などの意見がありました。

次に、11ページをご覧ください。

子育て中の保護者の皆さんからは、「江別市での子育て、こうなればもっと良いのに」というテーマでは、

- ・市からの給付金や公共交通機関の割引に関すること
- ・公園のあり方に関すること
- ・子連れで入れる飲食店など息抜きできる場所の必要性
- ・子育てに関する情報発信について

などの意見がありました。

「お子さんが毎日楽しく、安心して過ごすために大切にしていること」というテーマでは、

- ・ネガティブな言葉を使わないこと
- ・親が余裕を持つこと
- ・権利条例が子どもにとって不都合のないようにしてほしいこと

などの意見がありました。

次に、17ページをご覧ください。

若者の支援機関の皆さんからは、「若者にとって必要な居場所とは」というテーマでは、

- ・様々な経験ができる場所
- ・本人が必要なタイミングで必要な情報を得られること
- ・目的なくいられる場所
- ・放課後の学びの保障
- ・親が安心して送り出せる場所

などの意見がありました。

「子どもにとって大切だと思う権利は何か、それが守られるためにはどのようなことが必要か」というテーマでは、

- ・子どもが自分のための時間を認識して過ごすことの重要性
- ・自分らしく、自分がしたいことができること
- ・子ども同士がお互いに尊重し合うこと

などの意見がありました。

次に、24ページをご覧ください。

江別介護ママの会の皆さんからは、「子どもが健やかに成長するために必要なこと」というテーマでは、

- ・それぞれの子どもに合ったサービスが提供されること
- ・親や家族への支援
- ・障がいに対する理解

などの意見がありました。

「子どもにとって大切だと思う権利は何か、それが守られるためにはどのようなことが必要か」というテーマでは、

- ・意見を汲み取る仕組みに関すること
- ・障がい児も健常児も一人の子どもとして権利が守られること
- ・子どもの権利について大人が理解すること

などの意見がありました。

次に、29ページをご覧ください。

子どもの居場所づくりの実践者の皆さんからは、「子ども食堂の役割と今後の課題」というテーマでは、

- ・子どもは来ているが地域との連携が課題であること
- ・食事を通してものの大切さなどを養っていけること
- ・貧困の子どもが行く場所というイメージがついてしまっていること
- ・子ども食堂が札幌市に比べ江別市は少ないこと
- ・家庭や学校ではない第3の居場所であること
- ・学校との連携や親からの相談に関することが課題であること
- ・貧困はお金だけでなく体験も含まれること

などの意見がありました。

「子どもにとって大切だと思う権利は何か、それが守られるためにはどのようなことが必要か」というテーマでは、

- ・子どもだけでなく保護者も一緒になって子どもを幸せにする必要性
- ・発達に課題を持つ子どもの権利を守る必要性、そのためには教師の理解が必要であること

などの意見がありました。

次に、36ページをご覧ください。

北海道中央児童相談所の皆さんからは、「子どもの権利擁護について」というテーマでは、

- ・子どもの声を聴き尊重する仕組みが整いつつあること
- ・そのため職員も説明するスキルが求められていること
- ・虐待の認識が高まっていること
- ・暴力を伴うしつけは禁止されているが浸透しきっていないこと

などの意見がありました。

「子どもの権利を守るために必要な機能や支援について」というテーマでは、

- ・子ども自身が気付くきっかけになる啓発活動の重要性

などの意見がありました。

次に、39ページをご覧ください。北海道南幌養護学校高等部の皆さんからは、「江別市のここが好き」というテーマでは、

- ・れんがや小麦の生産が盛んなところ
- ・緑が豊かで空気がきれいなところ

などの意見がありました。

「どうしたら江別市がもっと住みやすいまちになるか」というテーマでは、

- ・廃墟などを減らすこと
- ・迷惑行為をなくすこと

などの意見がありました。

「みんなが望む卒業後の未来ってどんなもの」というテーマでは、

- ・仕事ができ、お給料をもらえる社会人になること

という意見がありました。

「学校生活をもっと楽しく安心できる場所にするには」というテーマでは、

- ・いじめや差別をなくすこと
- ・みんなが協力して授業に取り組むこと

などの意見がありました。

「みんなの『やりたい』を教える」というテーマでは、

- ・「いじめをやめよう」の看板を作ること
 - ・アレルギーに配慮したケーキを作るパティシエになること
- などの意見がありました。

なお、「いじめをやめよう」の看板の件は、意見交換会后に教頭先生と調整を行い、生徒が作成をしたポスターを児童センターに掲示することにいたしました。

最後になりますが、本意見交換会は、日頃、関わることの少ない方々と直接意見を交わす、大変貴重な場となりました。

多くの方から、子どもの権利というものを知ることの必要性について、ご意見があったものと思います。

市としても、こうした意見を踏まえ、条例づくり、さらには、その先を見据えて取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(石塚部会長)

事務局から説明いただきましたが、委員の皆様からご質問などありますでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

何点かお聞きしたい点と教えていただきたい点がございます。

資料1の9ページ、子どもの権利条例についての意見交換の中で、一番上に記載されている放課後児童クラブ運営事業者①の方の意見と私も同じ考えです。

具体的には、教育委員会と、子育て支援課が一丸となって考えていくべきということですが、私としては、この会議に教育委員会において本件を扱う担当部署の責任者もしくはご担当の方も同席され、一緒にこの会議の委員皆さんの意見を聞いていただいた方が良いのではないかと思います。

子どもとは、一般的に0歳から18歳未満の未成年者を指すと思いますが、小学校に進級すると、行政として子供たちに関わる所管の多くは教育委員会になるのではないかと思いますので、子どもの権利条例制定に向けての議論を進めていく中で、教育委員会の方も、この部会にご同席をいただくのが良いのではないかと考えているのですが、まず1点、お伺いいたします。

(北島係長)

子どもの権利条例を検討するに当たり、教育委員会も交えた議論が必要という件については、我々も同じ思いです。先ほど、ご説明したとおり第1回目の意見交換会は、教育委員会との共催としましたが、それ以降は一緒に考えていこうという意思確認を行ったところです。

例えば、この後の議題になりますが、アンケート調査では、学校のみならず、不登校児童・生徒を支援する教育支援センターねくすでも配布したほか、子どもの権利条例の素案についても、事前に教育委員会の方々と打ち合わせを行い、内容について共有しているところです。

本日の会議結果についても教育委員会に報告するなど、議論の進捗状況を適宜共有しながら、条例の作成に臨んでいきたいと考えております。

教育委員会の同席に関しては、この場で明確な回答ができなくて大変申し訳ありませんが、教育委員会の方にお話をしまして、次回以降につなげていきたいと思っております。

(鈴木委員)

是非ご検討ください。江別市としての条例になりますので、教育委員会の方も一緒にこの部会でも議論を進めていく、一丸となって進めていくのが一番よろしいのではないかと思いますので、発言させていただきました。

2点目、13ページについて、私も以前、子ども・子育て会議においても発言させていただいていますが、保護者⑤の方の発言上2つの意見は、まさしく、江別市で起きているミスマッチではないかと思っています。この保護者⑤の方が発言している、希望した保育園に入れなかったのも、育休を延長することになったことや、ママ友に聞いても、希望の園には入れなかったのも、認定こども園を諦めて小規模保育園に入ることにした人が多かったといったことは、実際に多々あるのではないかと思います。

小規模保育園に入ったとしても6歳までは見てくれる保育園は増えていないので、3歳で卒園したときに、保育園の争奪戦になっているという話を聞くと、本当は、最初から小学校入学まで預かっているところに入れたいと思うのが本音ではないでしょうか。

これは、恐らく共働きの方が多いのに、2号認定の枠が少な過ぎて、このような状況になっているのではないかと思います。

もちろん保育士不足という問題もあるかもしれませんが、認定こども園において1号認定の定員数を大きく減らしている園もある中で、その減らした定員枠を2号認定に転換することによって、希望する園に入っていけるというような対応が必要ではないかと思いません。

先ほど、子ども・子育て会議で村山副会長が、保育士の人材確保の件でいろいろとお話されておりましたが、保育士のみならず、様々な業界においても人材を確保するために人材紹介会社を仲介して、手数料として1人当たり年間何百万円も費用を掛けているので、人材確保の部分でも対策が必要と思っておりますので発言させていただきました。

(北島係長)

保育の提供体制につきましては、子ども・子育て会議でも、ご意見をいただいております、課題として認識をしております。

江別市の特徴として、子育て世代の転入世帯多いということがあり、必ずしも希望する園に入れられないという状況を招いているものと思います。

子ども・子育て会議の場でも、担当する子ども育成課の方から説明いたしましたが、保育の提供体制の確保は市として、喫緊の課題として捉え、しっかりと民間の保育所とも連携をしながら進めていきたいと考えております。

一方で、長期的には子どもの人数が減っていくものと思っておりますので、保育所の新設については、見送っているというのが実情になりますが、場合によっては、今後、子どもが増えるという可能性もありますので、人口動態を注視しながら、適切な保育の提供体制の確保に努めてまいります。

(鈴木委員)

是非、お願いいたします。恐らく、新しい保育園を作るというよりは、既存の保育園を今のニーズに切り換えていくようなことが重要ではないかと思っておりますので、民間の保育園の方々と共に解決に向けた良い方向に進めていただきたいと思います。一保護者として希望しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、21ページについて、江別市役所が新しくなるということは市広報誌で私は初めて知りました。既に様々な方から意見を求めた上で建設に向けて進めている中で、若者の支援機関のみなさんとの意見交換の中でも居場所を求める声が多かったと思います。その中で子育て支援課の方が回答されていますが、新しい市役所では、居場所スペースとして、勉強もできる展望スペースができる予定というのは、確実なのでしょうか。

(北島係長)

現在、新庁舎の建設に向けた議論を進めており、令和10年度中新しい市役所に移転をする見込みとなっております。

一方で、建築資材の高止まりなどもあり、当初想定していたよりも延べ床面積が狭くなっているところ です。

展望スペースの件については、当時の議論としてはありましたが、現在、どのようになっているか詳細は把握できておりません。

全体の構造は、確定はしていると思いますが、例えば机を置くなど中身の議論は、これからになりますので不確定ではありますが、子ども家庭部としては、勉強できるようなスペースを確保に向けて要望していきたいと思います。

(石塚部会長)

ほかにはいかがでしょうか。

齋藤委員お願いいたします。

(齋藤委員)

市ホームページが非常に見づらいと思っているのが、私だけではなかったと思いました。

14ページには、何か調べようと思っても出てこないとの意見がありますし、21ページにもホームページが新しくなってほしいとの意見があります。

必要な情報にたどり着けないし、堅苦しく市民が見てくれないから、パブリックコメントの数が少ないことにつながっているのではないのでしょうか。市が一生懸命にやったとしても、その情報が届いてないのがすごくもったいないと思います。

今から、ホームページを変えるとうことは難しいと思いますが、何とかその私たちが、この場で話し合っていることなど、条例を作っているということを市民の人の中にも浸透させていくために、もっとできることがあるのではないのでしょうか。

(北島係長)

市ホームページにつきましては、子育て支援サイトもそうですが、江別市のホームページがかなり古いものになっております。

そのため、予算の関係で名言できず申し訳ございませんが、次年度、市ホームページのリニューアルを考えております。

それに併せて、子育て支援サイトのリニューアルも考えており、予算がつけば、来年度、切り替えたいと思っております。

(石塚部会長)

新しいホームページには、AIを活用する予定はあるのでしょうか。

(北島係長)

AIチャットボットという機能を持たせるかについては、AIが必ずしも正しい回答をしてくれるわけではないという問題もあるため、議論が必要だと考えております。

(石塚部会長)

他にはいかがでしょうか。

(藤野委員)

意見交換会の資料について、意見を述べさせていただきます。

参考になることが、たくさんあったと思いますが、あえて一つ取り上げるなら、若者の支援機関の皆さんとの意見交換会の部分になります。

学校に行かないと放課後の学びというものがなくなり、本来は、学校に行っていなかったとしても放課後の学びがあってもいいはずなのに、学校に行けない状態になっていると様々な人間関係といいますか、他の居場所も奪われてしまって二重の排除がなされてしまっているという指摘に、そのとおりだと思いました。

条例素案にも記述がありますとおり、子どもの権利として、自分らしく成長するというのは、学校だけの取組だけで達成するものではないと思います。

しかしながら、その部分が現状、学校に行くこととセットになり、奪われていると状態

を鋭く指摘していただいたものと思います。

それと同じく、21ページの上段に学校に行っていなかったとしても、学校に所属しているうちには、学校へのアプローチという選択肢として残っている、アウトリーチできるといった話もあったかと思えます。

私たちは、これから子どもの権利条例を作るため取り組んでいきますが、並行して、様々な方々と意見交換会の中でご指摘いただいた重要な点、問題意識などを、それらの諸団体とも共有しながら、素案を作っていくことが必要だと思います。

その過程では、例えば、学校との関係で言えば、実際に不登校の状態の子どもたちが、成長の権利を奪われている、保障されてない状態にあるということ、まずは関係者で認識をして学校に行かせるという方法以外で、江別市として何ができるのかということ、考えることを素案策定と並行してやっていければ、実質的な取組になるのではないかなと思いました。

(北島係長)

はじめに、放課後の学びの件は、子どもの居場所づくり実践している団体においても、貧困は、お金だけではなく、経験や体験も含まれるとの意見がありました。

学校の取組は重要ですが、学校以外に子どもたちが経験や体験ができる環境を整えることの重要性について認識させられました。

子ども計画の中にも居場所づくりに取り組むことが記載されておりますが、子どもの権利条例の制定というきっかけに何かできないか考えているところです。

次に、素案段階で意見交換をした団体と状況共有しながら進めてはどうかという意見ですが、どのような取組が可能なのか検討したいと考えております。

(石塚部会長)

ほかにいかがでしょうか。

(久保田委員)

私も何度も読ませていただきました。情報量多すぎてくらぐらするぐらい自分の知らなかったことだったりとか、社会ってこうなんじゃないかっていうことが書かれていると感じました。

私が共通して感じたことは、心の問題って大きいという部分になります。心の問題は子どもだけではなくて、全世代共通で、やさしい社会になっていかないと、この課題を解決していけないと思いました。

また、医療ケア児の問題なども、自分事ではないと分からない部分が多いですし、7、分からないからこそ、解決しなくてはいけないという気持ちにもなりにくい問題だと思います。

私としては、医療的ケア必要な子どもたちも当たり前にいる空間が必要といたしますか、そうでなければ、私のように知らないまま大人になってしまうことになります。

そのような意味で、みんなで一緒にいられる居場所を考える機会が必要だと思います。

私は、北広島市で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのプロジェクトチームに入っております。その中でも子どもの教育といいますか、心の勉強が大事という話が出ており、実際に日本医療大学の橋本先生が、学校に出向き、アサーションという、相手の気持ちを理解しながら、自分の意見を伝えるということについて取組を行っております。私としては、心の勉強というのは、もう学校の必須科目にしてもいいぐらいだと思っております。

全世代で問題意識を持ち考えていくことが、より良い地域づくりにもつながっていくと思っております。

(北島係長)

私としてもやさしい社会になれば良いと思っております。そのためには、意見交換会の中でも皆さんおっしゃっていたように、条例を作って終わりでは本当になくて、皆さんに知って、そして行動してもらうということが非常に重要だと思っております。

そのような意味では、条例づくりは、来年度で終わるつもりで進めておりますが、条例ができた以降にこそ市の役割が求められると思っております。

数年後、久保田委員が「江別市、やさしい地域になったな」というふうに思っていただけのように頑張っていきたいと思っております。

医療的ケア児の話の件ですが、親の会の皆さんと話をしてみると子どもは大人以上に抵抗感なく接してくれるそうです。そのような感覚は、私たち大人も見習わなければならないと思っております。

一方で、医療的ケアが必要な子がいない学校に行ったときには、対応が異なっていたようでした。やはり、小さい頃から、様々な特性がある子どもがいることを知る重要性であったり、知識だけではなく交流する機会なども重要だと思っております。

放課後の経験・体験というのは、こうしたことも含まれるのだろうと思っておりますので、併せて考えながら、これから頑張っていかなければならないと思っております。

(石塚部会長)

私からよろしいでしょうか。

資料を読ませていただいている、他の都道府県では小学校と支援学校が隣接して交流するような取組を行っている事例があります。高齢者施設と保育所が隣接して交流するようなことは、ここ北海道でもやられているところがあります。

私が情報不足なのかもしれませんが、江別市の中で、子どもと高齢者が交流する機会などはあるのでしょうか。もしくは、施設が隣接しているところはあるのでしょうか。

(北島係長)

市内には、大麻にコルクえべつという場所がありそこは企業型保育施設とサ高住や特養などがある場所になっております。

また、特養の中で、子どもの遊び場なんかを開催するなどして、子どもと高齢者の交流を促す取組は行っていると承知しております。

それ以外にも共生型サービスとして、放課後等デイなどの障がい福祉サービスと通所介護などの介護保健サービスを一体的にできる仕組みがありますので、市内にも取り組んでいる事業者もあるものと思っております。

(石塚部会長)

他にはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、大澤教授のほうから何かございますか。

(大澤教授)

お疲れ様です。

皆さんの議論を楽しく聞かせていただきました。ありがとうございます。

私も資料を読んでいましたが、本当に子どもを守り育てるため具体的に何が必要かというのが、一人ひとりの生活実態から語られていて、条例を内容のあるものにしていくためのヒントとなる宝の山だと思っております。

だからこそ、条例を作るということを考えたときに、ここに寄せられたご意見が、実現できるような包括的な文言を入れ込むことが大事だと思っております。条例を見る視点としては、そういった包括的なものが入っているかということを確認することが大事だと思っております。

一つひとつのサービスをどのように実施するかということは、我々がみんなで考えることでもありますし、もちろん市の皆さんが汗を流していただくことでもあります。

一方で条例を作るというふう考えたときに、ここに出てきたような一つひとつの意見が条例で読めるように言えるようにするということが大事だと思いますので、そのようになっているか議論するものも大事だと思いますので、聞かせていただきました。

また、もう一つ言わせていただきますと、市役所の皆さんから、子どもの権利を守る取組を色々実施すると言っていておりますが、市役所だけで全てができるわけではないと思います。やはり市民全員が考え、行動しなければならない課題だと思いますので、意見交換会の際に、「一緒に何かしたいことはありませんか」や「江別市を良くするために一緒にどんなことができると思いますか」など、意見交換会に出席されている方は、子どもの権利条例の必要性などを認識されているようでしたので、こうした投げかけなどをすることも条例づくりを行う過程として大事なことであったのではないかと思います。

市民の皆さんが、「私たちのまちを子ども中心に作っていくんだ」や「子どものためにこんなことをする」といったような意識づくりを行うことも大事だと思います。

(気境課長)

これから意見交換会の結果資料等をこれから報告いたしますが、アンケート調査報告書、それと、前回報告しましたワークショップ、それらの子どもたちや、関係団体の声を踏まえ素案を策定したつもりでありますが、確かに意見一つひとつが、包括的な文言となっていて、条例に網羅されているかどうかというところは、皆さん方にも確認いただきながら、皆さんと一緒に進めていきたいと考えております。また、意見交換会の際の投げかけなどは、先生に先にアドバイス聞いてから実施すれば良かったと思いましたが、今後、同様の機会などがありましたら、ぜひ実践させていただきたいと思っております。

(石塚部会長)

大澤先生よろしいでしょうか。

それでは、概ね質問も出尽くしましたので、本件については、これで終了したいとおもいます。

3 議事（子どもの権利に関するアンケート調査結果について）

(石塚部会長)

次に、「子どもの権利に関するアンケート調査結果について」を議題といたします。初めに事務局からお願いいたします。

(気境課長)

資料2「子どもの権利に関するアンケート調査結果」について、ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、右側の1ページをご覧ください。

はじめに、「1 調査の目的」についてであります。本調査は、「子どもの権利条例」制定のための基礎資料として実施したものです。

次に、「2 調査の種類と実施方法」についてであります。調査は9月1日から9月30日の間に実施し、対象は江別市内の小学校5年生から高校3年生までとなっております。

実施方法は、各学校を通じてチラシを配布し、ウェブ上で行いました。

続きまして、「3 対象数と回収状況」についてであります。対象者数は約9,466人に対し、回収数は3,761件、回収率は39.7%でした。

小学生・中学生からは多くの回答がりましたが、高校生の回収率は低調でした。

そのため、9月30日以降も期間を延長し、高校へ再度協力を依頼しましたが、多くの高校生からの回答は得られませんでした。

ページをおめくりいただき、2ページをご覧ください。

問1は、属性に関する設問です。

回答者のうち39.8%が小学生、56.0%が中学生、4.3%が高校生でした。

下の表は学年別回答率ですが、小学5年生から中学3年生までは満遍なく回答を得ています。

右側の3ページをご覧ください。

問2は、子どもの権利の認知度に関する設問です。

「聞いたことはあるが、どういうものかわからない」が39.4%で最も多く、次いで「聞いたことはない」が38.0%、「聞いたことがあり、どういうものかも知っている」が22.2%となっています。

「聞いたことがあり、どういうものか知っている」と「聞いたことはあるが、どういうものかわからない」を合わせると61.6%となり、想像以上に認知度が高いと感じております。

ページをおめくりいただき、4ページをご覧ください。

問3は、子どもの権利に関する情報源に関する設問です。

「学校の授業や先生の話」が63.5%で最も多く、教育現場で子どもの権利に関する授業等が行われていることが推察されます。

また学校別に見ると、小学生の「家族や友達」という回答が特徴的です。

5ページをご覧ください。

問4は大切だと思う権利を選択する設問です。

「自分らしくいられる」が86.9%で最も高く、次いで「大切に育ててもらえる」が75.9%、「休んだり遊んだりできる」が73.4%となっています。

学校種別では、高校生の「争いがなく、平和に生活できる」が56.5%で、全体と比べて12.2ポイント低くなっています。

ページをおめくりいただき、6ページをご覧ください。

問5は毎日の生活の中で守られていると思う権利を選択いただく設問です。

「家族と一緒にいられる」が81.7%で最も高く、次いで「住むところや食べるもの、着るものに困らない」が81.2%、「大切に育ててもらえる」が76.8%となっています。

学校種別では、高校生の「大切に育ててもらえる」が63.4%で、全体と比べて13.4ポイント低くなっています。

また、問4と比較すると、「自分らしくいられる」が大切だと思う子どもは86.9%いる一方、守られていると思う子どもは69.9%と17ポイント低い結果となっています。

7ページをご覧ください。

問6は子どもの権利を守るために必要なことを選択いただく設問です。

「みんなが子どもの権利について知ること、学ぶこと」が75.0%で最も高く、次いで「相談したり、助けてくれる人がいること」が72.2%でした。

ページをおめくりいただき、8ページをご覧ください。

問8は江別市が子どもの権利条例をつくることに関する設問です。

「いいことだと思う」が87.3%となり、おおむね好意的な結果でした。

9ページ以降は自由記載欄のまとめです。貴重なご意見が多数ありますので、お時間のある際にご覧ください。

以上で説明を終わります。ありがとうございます。

(石塚部会長)

事務局からご説明ありましたが、皆様から質問などございましたらお願いいたします。

(藤野委員)

高校生の際立った回収率の低さについて、お伺いいたします。これは江別市立の小学校と中学校に対しての依頼のしやすさや、受け手の感じ方が影響しているのでしょうか。逆

に言えば、道立あるいは私立の高校との関係性が影響したのでしょうか。

または、生徒さんの年齢、発達段階が影響している可能性もあると思いますが、考えられるものがあれば教えてください。

(北島係長)

藤野委員のご指摘の面が両面あると思っております。

明確には分かり兼ねますが、高校生に関しては、各学校において自主的に回答していただくというやり方をとっていたものと思います。

一方で、江別市立の中学校と小学校は、オリエンテーションもしくは、授業などで回答する時間が設けられて、回答いただいたのではないのかと思っております。

そのような部分に加え、教育委員会という我々の組織の中にある小中学校と、離れている道立や私立の高校とでは、受け止め方も違ったかもしれません。

また、アンケートについても全学年同一のものにしておりましたので、小学生にあわせたような感じの使い方や周知チラシになっておりました。もしかしたら、こうした部分も回答のしにくさにつながってしまった可能性もございます。

(藤野委員)

ありがとうございます。なぜ質問させていただいたかと言いますと、今後、学校との連携を考えたとき、道立高校だったり私立高校だったりということが、アプローチのしにくさにつながっているものがあるのではないかという部分をお聞きしたかったというところになります。

若者の支援機関との意見交換会中で、就労支援というステージに行く前に、支援臭がない居場所が必要という話がありました。学校を卒業している場合には個人の問題になりますが、学校に在籍しているけど、あまり学校に行けていない方へはアウトリーチを行うことも必要になってくるのではと思います、市と学校との関係性について確認をさせていただきました。

(北島係長)

教育部門に我々のような福祉部門が入っていく難しさというのは、正直なところあると思っております。学校には年間を通じて決まったカリキュラムがある中で、追加で何かをお願いする難しさは、ワークショップやアンケート調査を実施する中でも痛感しております。

そのため、私たちもしっかりと趣旨を説明して、必要性を認識していただいた上で、何かを実施したり、そのフィードバックについてもしっかりと考えていかなければならないのだろうと思います。

(石塚部会長)

私も高校の回収状況を見て思ったのですが、高校には、札幌市から通学している生徒もいると思います。子どもの権利条例は、居住地に捕らわれないという考え方ですので、今回は、そのような生徒も含めてアンケート調査を依頼して、学校の中で実施してもらったと思いますが、高校生ぐらの発達段階になると、学校から言われてやるものには、なかなか手が回らなかったのかもしれないと感じました。

一方で、自宅に調査依頼が来ると、個人宛に依頼が来たと感じますので回収率は上がるのではないかと思います。

また、私も何度か経験があるのですが、直接話すと響くけど、先生を通して話すと、こちらが伝えたいことが、ちゃんと伝わらないこともあります。

そのため、今後、直接説明するような機会もあってもよいのではないかと思います。

(北島係長)

今回の様々な取組を通じて、子どもの声を聴く難しさを痛感しております。これは、

我々もそうなのですが、市全体としての課題でもあると思います。

石塚部会長からお話をいただいたように、直接意見を聴く機会は、貴重ですので、今後とも今年度を実施したワークショップのような取組を継続していく必要性があると考えております。

(齋藤委員)

私も子どもの意見を聞く機会とは重要だと思います。出前事業のような取組も小学生の高学年ぐらいか積極的に実施していかないと、アンケート等で子どもの権利について聞かれても分からないということがあるのではないのでしょうか。

私は、子どもたち同士が考える機会をもっと設けた方が良いと思っていて、そのためには、様々な仕掛けを用意していくことが必要ではないかと思っております。例えば、お祭りで、子どもたちの意見を汲み取る仕掛けを用意して、その意見を反映させていくような機会があると、子どもたち自身が自分の意見が通るという経験をすることができます。そういう取組も大切ではないかと思っております。

(北島係長)

齋藤委員のお話は、そのとおりだと思っております。

条例の中にも齋藤委員のおっしゃられたようなことを意識しながら書いた条文もございます。

我々としても子どもの声を聴くというのはもちろんですが、それがどのように反映された、もしくは、どうして反映されなかったのかということ、しっかり伝えていくというプロセスが大切だと思っております。

そのような取組の積み重ねが、自己肯定感の向上などにつながっていくのではないかと思っておりますので、大事にしていきたいと思っております。

(石塚部会長)

大澤先生の方から何かご意見があれば、お願いします。

(大澤教授)

子どもの権利ということに対して子ども自身が自分事として受け止められていないのではないかという話がありましたので、そう思ってもらえるような働きかけをしていくことが大切なのだろうと思いました。

4 議事（(仮称)江別市子どもの権利条例の素案について）

(石塚部会長)

では、次に次第2の2協議事項、「(仮称)江別市子どもの権利条例素案について」を議題といたします。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

(気境課長)

資料の説明に入る前に、これから条例づくりをどのように進めていくのか、スケジュールも含めてご説明いたします。

はじめにスケジュールですが、現時点では素案の協議を3月末までに全3回行う予定としております。

その後、4月に子ども・子育て会議の全体会で、部会がまとめた条例案について報告し、6月にはパブリックコメントを実施する予定としております。

さらに、議会手続きなどを経て、年内の条例交付を目指してはありますが、効力を発揮する施行日に関しては、今後調整を行っていきたいと考えております。

本日は、素案協議の第1回目となります。条例としての形式は整えてありますが、まだ

たたき台の段階にすぎません。ぜひ多くのご意見をお聞かせいただきたいと思いますとおっております。

形式的なものは、ひとまず気にせず、「こういう言葉を使ったほうがよい」や「この要素を加えたらどうか」といった自由なご意見をくださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、素案の協議は、3回を予定しておりますが、4月以降にも子ども・子育て会議での意見を踏まえながら、より良いものにしていきたいと思います。

それでは、資料の説明に入ります。

資料3「江別市子どもの権利条例素案」および資料4「（仮称）江別市子どもの権利条例 解説」について、ご説明いたします。

まず、資料3をご覧いただきながら、条例の構成を確認してまいります。

1ページの上段、「未来を担う子どもたちは・・・」から始まる文章は前文と呼ばれる部分であり、条例の理念や背景を示しております。

江別市では、昨年度、こちらの会議でも多くの意見をいただきながら完成した「子どもが主役のまち宣言」をしておりますので、理念や背景については、宣言を引用しながら、それを具現化するために条例を制定するとしております。

第1章総則から、4ページ下段の第7章雑則までが本則と呼ばれる部分で、条例のメインとなる条文となります。資料の最下段にある附則は、おまけのようなもので、現在は効力発生時期を定めております。

1ページに戻りまして、第1章総則は、条文全体に共通する事項である目的や定義について定めております。

2ページの第2章子どもの権利では、具体的な権利について定めております。ここは自治体による独自性が色濃く表れる部分だと思っております。

3ページの上段、第3章 市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割では、第1章で定義した子どもに関わる大人たちの役割について定めております。

同じく3ページ中段、第4章 子どもの権利保障に関する施策等は、相談体制の整備や子どもの意見表明、広報活動など、子どもの権利を守るための取組を定めております。

4ページの第5章 子どもの権利救済委員会は、子どもの権利が侵害され、相談で解消されない場合や本人からの申し立てがあった場合に対応する救済機関について定めております。

同じく4ページ中段、第6章 施策の推進では、本条例の推進方策を定め、その下にある第7章 雑則は、条例以外に定める必要がある詳細な手続き等を別に定めることができるよう定めております。

構成の説明は以上です。

続いて資料4を用いて条文の内容を確認してまいります。

この資料は、条例の本文だけでは伝わりにくい部分を補足したものであり、条例づくりには条文と並んで、こうした解説が付されるのが一般的です。

まず「1 江別市子どもの権利条例の制定の経緯」では、本条例制定に至る経緯を記載しております。

子どもの権利条約に始まり、こども基本法、江別市の最上位計画である第7次総合計画の理念の一つとして掲げる「子どもの笑顔があふれるまち」、さらには、総合計画の前期5年間に重点的・集中的な取り組むべきことを示した「えべつ未来戦略」において、「子どもが主役のまちをつくる」が五つの柱の一つに位置付けられていること、

さらには、令和6年11月の「子どもが主役のまち宣言」などについて記載しております。

次に「2 子どもを取り巻く環境と子どもの権利条例の必要性」では、子どもの権利条例の必要性について記載しております。

具体的には、現在の子どもの生活環境に触れながら、子どもの権利を守り、安心して健

やかに成長できる環境づくりは、もはや学校や家庭だけの問題ではなくなっている、としており、

この課題に向き合い、よりよい地域社会とするためには、法的な枠組みの整備が必要不可欠であり、それにより江別市の未来がより豊かになるとしております。

2ページの「3 前文」をご覧ください。

先ほど申し上げたとおり、前文は条例の基本的な考え方であり、魂の部分ともいえるため、非常に重要であると考えております。

先ほども触れましたとおり、江別市では「子どもが主役のまち宣言」があるため、それを引用しております。

ここからは、各条文について、一つずつご説明申し上げます。

第1条の目的は、本条例の目的を定める条文となります。

具体的には、子どもの権利を明確にし、江別市や保護者、市民、子ども関係施設などが子どもの権利保障を推進することで、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せを感じられるまちづくりを進めることを目的としております。

なお、この目的も宣言を踏まえて作成しております。

第2条の定義は、本条例で用いる用語の整理を行うものです。

子どもの定義は、子どもの権利条約や児童福祉法を基に、原則として18歳未満としております。

保護者は、子どもを現に監護する方、市民は住民票があるだけでなく、市外に住みながらも通学や通勤、その他の活動を行う方と、幅広く捉えております。

子ども関係施設は、保育所や学校など、子どもが育ち、学ぶ場となる施設または事業としております。

4ページの第3条「基本理念」をご覧ください。

本条は条例全体にかかる理念を定めております。

子どもの権利条約の四つの原則を踏まえておりますが、(3)については、ユニセフのホームページでは「生命、生存及び発達に関する権利」とされていますが、(1)～

(4)号までの表現を統一するため、市内部の調整を経て、趣旨を変えず「子どもの生命と成長の保障」と表現を変えております。

それ以外はユニセフの表現と同じとしております。

第2章 子どもの権利は、第4条から第7条まであり、「安心して生きる権利」「自分らしく成長する権利」「守られる権利」「意見や考えを表明し参加する権利」の四つを定めております。

これらは、子どもの権利条約の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に対応しております。

なお、それぞれの具体的な権利は、括弧書きで示しておりますが、必ずしも権利条約と一致させておりません。

例えば、プライバシーの保護は、条約では参加する権利に含まれますが、この条例では守られる権利の中に位置付けております。

表現などは条約にとらわれず、アンケート結果なども参考にしながらまとめております。

第4条は、「安心して生きる権利」として、子どもの安全確保や安心して生活する権利を定めております。子どもが自分らしくいられるための前提となるものと考えていただければと思います。

第5条は、「自分らしく成長する権利」として、子どもの意思を尊重し、自らの個性を伸ばして成長できる権利を定めております。第5条は、第4条とは異なり、手助けが必要になる部分と考えていただければと思います。

第6条は、「守り、守られる権利」として、子どもの品位などが傷つけられないことや、そうした状況が生じた場合の支援について定めています。子ども自身で守る権利もあ

りますし、大人に守ってもらう権利もあるという趣旨で、守り、守られるとしております。

第7条は、「意見や考えを表明し参加する権利」として、子どもが自分の意見や考えを表明し、自らに関わる事柄に参加する権利を定めています。

第8条は、「子どもの相互の権利尊重」として、子どもは権利の享受主体であると同時に、他者の権利を尊重し守る主体であることを定めております。

第9条から第12条は、市、保護者、市民、子ども関係施設の役割を定めております。

第9条は、市の役割として、子どもの権利保障に関する施策の策定と実施、及び保護者、市民、子ども関係施設の役割を支援することを定めております。

第10条は、保護者の役割として、子どもの権利への関心と理解を深めるとともに、子どもの意見や考えを傾聴し尊重しつつ、最善の利益を優先して考慮することとしております。

第11条は、市民の役割として、社会的活動への参加機会の確保を定めております。

第12条は、子ども関係施設の役割として、子どもの意見や考えを尊重しつつ運営し、相談体制を整備することを定めております。

ページをおめくりいただき、8ページをご覧ください。

第13条は、市の相談体制を定めたものです。

子どもが気軽に相談できる窓口を整備することとしております。

第14条は、子どもの意見表明について、市が意見表明の機会を確保すること、また、意見表明に関する支援を行うことを定めております。

第15条は広報活動に関するものを定めております。

アンケートや意見交換会などによって子どもや大人が情報を得る機会の重要性が指摘されたため、これらを定めております。

第1項は子どもを対象とした広報活動、第2項は大人を対象とした広報活動について定めています。

第16条は救済委員会に関するものです。

権利侵害があった際は、まず相談窓口において対応することが想定されますが、それでも解決しない場合や、本人からの申立てがあった場合には、救済委員会が権利保障のために対応することを想定しております。

ただし、学校のいじめに関しては「いじめ防止対策推進法」に基づき、「江別市いじめ防止対策審議会」が対応することになるため、本救済委員会の対象外としています。

なお、意見交換会の中で教育委員会だけでなく福祉部局にも相談できる場があった方がよいとの意見があったため、相談は幅広く受け付けることを考えております。

第17条は、施策の推進に関するものです。

子どもの権利に関する施策の推進状況を子ども・子育て会議に報告し、そこで意見をいただくこととしています。

説明を終わりにします。ありがとうございます。

(石塚部会長)

事務局からご説明ありましたが、委員の皆様から質問などありますでしょうか。

(藤野委員)

第12条の第1項について、お伺いします。

子ども関係施設の役割ということで、第12条第1項には、子ども関係施設及びその関係者は基本理念に則り、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする記載があります。

解説の方の7ページに同様の記載がありまして、その下の解説は、第1項及び第2項、前条と同じですと記載されておりますが、前条を確認すると、子どもの権利の保障に努めるものとする記載されており、同じではないと受け止めました。

子ども関係施設の役割として、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるということも大事ですが、まずは子どもの権利の保障に努めるということが大事だと思います。この条分にそれが無いのは、意図的なものか教えていただきたいと思っています。

(北島係長)

解説文に記載の第1項は前条と同じですというのは、誤りになります。大変申し訳ございません。

(藤野委員)

子ども関係施設の役割として、子どもの権利の保障に努めるということは当たり前のことではありますが、明記した方がいいと思います。

(北島係長)

その方向で検討します。

(鈴木委員)

子ども関係施設の役割の第12条第4項には、相談に対応する体制を整備するよう努めるものとするという記載があります。

一方で、第4章の第13条の相談体制の整備には、子どもが相談しやすい窓口を整備するものとするという記載があります。「努める」と「整備する」との文言は矛盾しているように感じてしまうのですが、どのような趣旨かお伺いいたします。

(北島係長)

第12条は、子ども関係施設の役割として、相談体制の整備に努めていただくという趣旨になります。

一方で、第13条は、市の役割として、相談しやすい窓口を整備するというものになっており、実施主体が異なっております。

(鈴木委員)

資料1の41ページに北海道南幌養護学校高等部の皆さんとの意見交換会の記載があり、四つ目のテーマ「学校生活をもっと楽しく安心できる場所にするには」の部分で、生徒①の方が「いじめや差別をなくすこと」という意見がありますが、不登校の問題などにも関わることも多いと思いますが、恐らく、いじめと差別の問題を根絶に向けていま以上に取り組まなければ、前に進んでいかなないようにも感じております。

そこでお伺いいたしますが、はじめに、第5章の子どもの権利救済委員会について、参考資料で配付された各市の条例集を拝見すると委員解任の規定を設けている自治体もあると思いますが、提示いただいている江別市の素案には委員解任の規定がありません。私は項目を加えた方が良く考えますが、いかがでしょうか。

解任項目を定めている他市の条例を拝見すると、市長は救済委員会の委員にふさわしくないと判断した場合、解任できるという規定もあります。最近では、問題行動を起こしてもなかなか辞めない首長の方もおられますが、委員に任命された方についてもそのようにならないように、解任が出来るようにしておく必要があるのではないかと思います。

次に、国が平成25年に策定したいじめ防止対策推進法に基づき、江別市でも基本方針を作成しており、その中に先ほど説明がありました、いじめ防止対策審議会に関する記載もありました。

今回の設置しようとしている救済委員会は、学校でのいじめは取り扱わないとありますが、これは凄く縦割りのような感じがします。救済委員会でもいじめ問題に関して、ある程度権限を持った形で対応すべきだと感じております。

本日、教育委員会の方がこの会議に参加されていないので答えられない部分もあると思いますが、私は、いじめ防止対策審議会と子どもの権利救済委員会の役割がよく分かりま

せん。そのため、次回の部会で構いませんので、それぞれが取り扱う案件などが整理された表か何かで分かりやすく示していただきたいとお願いしたいと思っています。加えて、事例などがあると更に分かりやすいと思いますのでお願いいたします。また、救済委員会とは別に子どもの相談窓口を設けるということですので、この子ども相談窓口と子どもの権利救済委員会の役割についても重複しているように見えてしまいますので、併せて整理いただきお示しいただければと思います。よろしくお願い致します。

(北島係長)

解任の規定はあった方が良くかもしれませんが、一方で濫用されないようにしなければならないと思います。どのような規定にすれば良いのか、検討したいと思います。

(鈴木委員)

他の自治体では、議会に諮って議会在承認するという条項もあります。私は法律の専門家ではありませんが、このような2段階の手続きで濫用を防止している条項もありますので、参考にしていけばよいのではないかと思います。

(北島係長)

いじめ防止審議会と救済委員会の役割分担については、我々としても悩んでいる部分でした。法律に基づいて設置する審議会と条例で設置する救済委員会を一緒にすることは難しいため、教育委員会や他市の事例などを参考にしながら在り方については検討を行っているところになります。

今回の条例素案には、重大事態は取り扱わないと明記しましたが、他市においても規則や運用として、同じような取り扱いとしている例はございますので、どのようにすれば良いのか引き続き、考えていきたいと思います。そのためにも鈴木委員からお話いただいたような表があると良いと思いましたので、次回の部会では資料として提示させていただきます。また、相談窓口と救済委員会の役割についてですが、基本的には、どんな相談でも乗る相談窓口というものを整備し、まずはそこで問題の解決に取り組んでいくことが一義的な対応になると思っております。その中で、対応しきれないものについて、救済委員会に上げ、ドクターや福祉の専門家たちのアドバイスをもらいながら解決を図っていく仕組みをイメージしております。

(鈴木委員)

相談窓口で解決できない事案に関して、相談窓口が救済委員会に上げていくという形になるという理解でよろしいでしょうか。

(北島係長)

基本的には、そのような理解で間違いありません。他の自治体を見ても、相談は様々な方法で受け付けを行いますが、救済委員会への申し立ては、書面で受け付けている事例が多いように思います。

実際には、相談員が補助をしながら本人の申し立てを補助するのだろうと思っておりますが、それが必須というわけではないものと考えております。

(鈴木委員)

市民の方で相談窓口にご相談に来られたときに、仮に相談窓口では解決できない深い事案だということになった際には、市の設置した相談窓口から救済委員会に申し立てを行うという流れを考えてほしいと思っております。

直接、当事者が救済委員会に申し立ても出来るという説明もありましたが、まずは相談窓口にご相談される方が多いと察します。文面で綺麗なことを書くのも重要ですが、実際の運用が、どのようになるのかを市民が一番知りたいと思っているのではないかと察しています。それが分からないと絵に描いた餅になってしまう可能性がありますので、お伺いいたします。

(北島係長)

実施の運用方法まで決まっているわけではありませんので、お答えが難しい部分もありますが、申し立てに関しては、本人の意思が大切になりますので、本人からしてもらうことをイメージしております。

(鈴木委員)

先般、1月8日付の朝日新聞デジタルに、さいたま市が子どもの権利条例を制定する方針との記事が掲載されておりました。

さいたま市では、権利条例を制定するに先立ち、いじめの被害者の相談・支援を担う第三者機関「いじめ問題救済委員会」を新設し、権利条例ができたあとは、機能強化を行い、いじめ以外の問題も取り扱うようにすると報道がありました。

このように今回、江別市でも設置する相談窓口や救済委員会の機能について確りと市民に示してから作っていかないと条例を作る意味がないと感じましたので、質問をさせていただきました。

(気境課長)

鈴木委員のご意見のとおり、条例の独り歩きにならないためには、具体的なものとマッチさせることが重要だと考えております。

一方で、現段階では、具体的な救済委員会の在り方なども含めて検討したいと考えており、具体的な運用についても、この部会で意見をお伺いしながら固めていき、より良い条例にしていきたいと考えておりました。

現段階で、全ての内容が固まっていれば、それに基づいた説明をさせていただくところですが、固まっていない部分も多いことをご容赦いただければと思います。

まずは、先ほど鈴木委員からお話をいただいたとおり、既存のいじめ防止対策審議会や救済委員会の役割などについて、イメージとしてまとめたものを提示させていただき、その内容について、改めてご意見をいただきたいと考えております。

本日は、他市の条例や意見交換会などでの意見を踏まえ、救済委員会の規定は必要であろうと考え、たたき台という形で作っておりますので、いただいたご意見も踏まえて、再度整理し直し、また皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

(齋藤委員)

私も、子どもの権利救済委員会という言葉を知りましたので、お伺いいたします。私自身、子どもを育てていて、一番気になるのは教育委員会との関係性です。不登校になったり、転校したりする理由は、子ども同士のいじめだけではなく、学校や先生との関係にもあり、実際、小学校でも中学校でもそういった事案が友達含め、たくさんありました。

また、アンケートにも書いてありましたが、学校に対する意見になった場合に、教育委員会と子ども権利救済委員が、ほとんど同じ立ち位置であったり、さらには教育委員会の方が上であったりするならば、意見することもできないし、怖いときえ思ってしまうのですが、様々な自治体において、この権利救済委員会というのは、どういった立場になっているかお伺いいたします。

(北島係長)

初めに、いじめ防止法に基づく審議会と、子どもの権利条例に基づく救済委員会の関係性については、どちらが上でどちら下というのは無いと考えていただければと思います。

今後、さらに整理しなければならない部分だと思っておりますが、今回、いじめ防止法の重大事態に該当するものは、救済委員会の対象としないとしております。一方で、それ以外のいじめを含めた学校問題については、対象になると考えておりますので、必ずしも教育委員会に配慮して、何もしないということにはならず、是正に向けた行動していくということになるものと思っております。

(石塚部会長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

(齋藤委員)

自分でもすごく難しい問題だなと思っておりますが、小学校のときも中学校のときも様々なケースを見てきて、例えば、道の教育委員会であっても、江別市の教育委員会であっても先生の交代に関しては、私たちは処罰する権利はないといったスタンスで、完全に子どもの権利が害されていたとしても、その原因を作った環境が一切変わらず、子どもは自分を守るために学校に行かないという選択肢しか取れず、ようやく環境が改善されたのが、年度の終わりということがありました。

そのため、1年間耐え続けなくてはならず、居場所を失ったり、自分の心が折れてしまい親子で大変な思いをしてるケースも見てきました。私たちから見ると教育委員会の動きも遅く、決定も3月の転勤の時期まで分からないようなことがあったので、子どもが声上げたときの救済委員会と教育委員会との関係性は、子育てしている親としては、すごく知りたい情報ではないかと思えます。

(北島係長)

すごく難しい問題だと思いますが、救済委員会が、例えば教師を罰するとか、強制力をもって学校に何かをさせるっていうことは、できないだろうと思っております。

救済委員会から可能と思われるのは、実態の調査と是正に向けた勧告だと思っております。

齋藤委員のお話をお伺いし、現実の問題として様々あるということは認識いたしました。それを直ちに改善するようなことは難しさもあると思ったのが正直なところです。

救済委員会の在り方につきましては、これから考えていきたいと思っておりますので、先ほどお話をいただいた表の中に、救済委員会の役割を落とし込みながら、検討できるようなものにしていきたいと思えます。

(金子副部会長)

今の議論については、条文をどうするかということを考えていくところだと思いますので、取り扱わないものとするという文言を工夫することで解決することもできるのではないかと思います。

現状のままだと、いじめは関係ありませんって見えてしまっていますが、実際にはそうではないということですので、いじめ問題にどのように取り組むのか分かるような文言に置き換えれば良いかと思います。否定的な文言ではなく、肯定的な文言にしようするだけでも受ける印象は大きく変わると思えます。

別件になりますが、子どもの権利条約やから基本理念を変えた部分があるという話があったかと思えますが、どうして変えたのかお伺いいたします。

(北島係長)

条文の取り扱わないものとするという文言が強すぎたかもしれませんので、表現方法については再度検討したいと思います。

また、第3条の基本理念の部分については、基本的にはユニセフのホームページを見ながら、表記を合わせておりましたが、生命生存及び発達に関する権利については、まず理念の中に、権利って言葉が入ることの違和感と、発達という言葉について、恐らくユニセフは成長という言葉と同義だと思いますが、福祉部門におりますと発達という言葉から成長とは連想されない部分があります。趣旨は、子どもの命を守るっていうことと、成長を保障するというだと思えたので、子どもの生命と成長の保障と表現を変えさせていただいたところです。

(金子副部長)

もう一点、プライバシーの保護を参加する権利から守り守られる権利に移したって話があったと思いますが、この部分についても理由をお伺いいたします。

(北島係長)

ユニセフのホームページ上には、現状、四つの権利というものが明記されているわけではございません。そのような観点で言うと、各条文がどの権利に該当するかは、書籍などをもとに考えられますが、固執をするものではないとも思っております。

そのため、プライバシーの保護に関しては、江別市としては、守り守られる権利に入れる方が良くだろうと考え、入れております。

(大澤教授)

プライバシーが守られることというのは、私たち言わない権利といえますか、自己表明することをしないという権利でもあります。それは、守り守られるよりも、自分らしく生きるために、あることは言うし、あることは言わないということなので、基本的には子どもの権利条約でプライバシーを保護されるということは、自分らしく成長する権利の一つとして位置付けられているものと思います。

(金子副部長)

私も似たように思います。守り守られる権利のところに入れると、解釈が違ふと捉えられる気がします。私は、プライバシーの保護は、参加する権利にかかっていると思っております。

守り守られる権利に入っていることが、駄目ではありませんが、もともとの考えから変わってしまっていると思いましたので質問いたしました。

(石塚部長)

事務局いかがでしょうか。

(北島係長)

ご意見踏まえて、検討いたします。

(気境課長)

今、金子委員から話があった部分にもかかわりますが、本日の条文は協議していただくためのたたき台と考えております。

基本理念の子どもの生命と成長の保障という変更した部分についても、ここだけ最後が権利となっており、バランスが悪いと思ひ別の言葉に置き換えましたが、皆様から意見をいただき、やはり元のままが良いということであれば、それを踏まえて考えたいと思っております。

また、プライバシーの保護についても、ここではないということであれば、そういった皆さんからの意見を踏まえて修正する準備がありますので、様々意見をいただくと幸いです。その際には、事務局との一対一ではなく、委員の皆様同士での議論がありますと、さらにより良いものになるのではないかと思います。

(高橋委員)

子ども関係施設には、学校も含まれるということで間違いはないでしょうか。

(北島係長)

間違いありません。

(石塚部長)

私の方からいくつかいいですか。

先ほど、子どもの権利救済委員会の話が出ていましたが、札幌市では、救済委員会の機

能を子どもアシストセンターという場所が担っており、救済委員の名前も出しながら運用しております。

それが良いかは別にしても様々な運用方法があると思っていますので、いじめの問題に関して、必要な助言及び支援を行っても良いのではないかと考えております。

もしくは、先ほど、皆さんから教育委員会と連携して対応してほしいことをありましたので、それを文章するのが良いのではないかと考えていたので、検討いただければと思います。

また、最初の1ページに児童相談所や養護学校に通う生徒の皆さんと一緒に意見交換会をしたということが記載されていますが、恐らくは、様々な方と意見交換をしたということをお願いのだとすれば、今は養護学校ではなく特別支援学校に変わっておりますので、そのように記載を変更してはどうでしょうか。

(藤野委員)

第3章と4章、6章の関係について、確認いたします。

第3章は、市やその他の役割ということで、市の責務としては、子どもの権利の保障に関する施策を策定及び実施するとあり、その内容が第4章に記載されており、さらにその進め方について、第6章に記載されているという理解でよろしいでしょうか。

(北島係長)

おっしゃるとおりです。

(藤野委員)

その場合、市が子どもの権利の保障に関する施策として、何に取り組むかというのは、第4章の第13条から第15条までということになります。つまりは、相談体制の整備、子どもの意見表明等、広報活動及び支援ということになります。

これは、とても大事で不可欠なことだとは思いますが、これまでの部会などで、中学生や高校生の居場所づくりだったりとか、今回資料として上がってきた意見交換会では、不登校の親の会から様々な情報を得やすいようにしてもらえたら、その子どもの発達に合わせて、必要な手立てを講じやすいということや、障がいのあるお子さんお持ちの保護者の方からは、移動ができないということが、様々な経験を得る機会の狭めているという話があったかと思えます。

これらは、広い意味で権利が守られていない状態ではないかと子ども本人もしくは、その周辺にいる大人たちや支援者が気付いていて、色々と話してくれているものと思います。

それらを全て実施することは難しかったとしても、どんなことから取りかかれるだろうとか、あるいは諸機関を縦割りではなく、つなぐことってできないだろうとかいう工夫と言いますか、今後、施策を実施する根拠として、何かしらの文言が入っていると進めやすくなるのではないのでしょうか。

また、細かい点になりますが、第5条(2)のところに、家族と一緒にいることができ、大切に育ててもらふこととありますが、アンケートの中で、あれだけ回収率の低かった高校生から自由記述があり、その高校生が、育ててもらえるっていう言い方はどうかという意見を述べていますので、もし検討可能なら、育てられるといった表現に変えるのはいかがでしょうか。

(北島係長)

アンケート結果の21ページに記載があり、資料を調製した後だったので、修正はできておりませんでした。高校生の意見を踏まえて言葉遣いは変えようと考えております。

また、居場所などの件についても第4章の中に入れるというのは可能だと考えております。

実際に、居場所づくりについては、自治体によって権利条例の中に入れてい

ありましたので、江別市にもあった方が良くということであれば検討したいと思っております。

(石塚部会長)

いかがでしょうか。他はいかがでしょう。

(鈴木委員)

先ほどの権利救済委員会のところですが、権利条例が制定された際には、江別市のいじめ防止基本方針についても関連するところがあれば、改定をされていくのでしょうか。

民間の企業では、例えば、役員、部長や課長などの管理職の決裁権限、役割などを定めた職務権限規定という規則を改定した場合には、必ずそれに付随する関連規定も改定が必要になってきます。

今回、新たに条例が制定されると、関連する条例などに影響する可能性も考えられます。例えば、いじめ防止基本方針では、いじめの定義を定めていますが、子どもの権利条例が制定された際、いじめを再定義しないと齟齬や矛盾が出たりする可能性があるのではないかと、このことをまずお伺いしたいと思います。

次に、第6章の第17条第2項に、子ども・子育て会議に報告し、意見を求めるものとしてありますが、その先が明記されておりません。意見を求めて、どのようにするかという部分になりますが、現在の条文では曖昧になっておりますので、具体的に条文に書く必要はないと思いますが、その後の対応について別の形でお示した方が良くはないかと思いました。

(北島係長)

子どもの権利条例を作り影響が出る部分につきましては、もちろん変えていく必要があるものと思います。

まずは、救済委員会の役割など整理をした上で、影響が出る部分を整理していくものと考えております。

もちろんこの意見を求めて終わりというつもりはございませんので、権利を保障し、推進するための取組の報告は、権利保障の状況を報告しますので、それに対して、足りない部分があればご意見をいただき、それを取り入れていくというのが基本だろうと考えております。

さらに言えば、子どもの権利条例そのものについても、時代は変わってきますので、そういった議論もあれば、ご意見いただきながら、条例の改定も考えていかなければならないだろうと思っております。

(気境課長)

補足になりますが、進捗状況等を報告する際には、今回条例を制定することによって、子どもの権利がどのようなものであるかを市民や子ども、大人に知ってもらうことが重要です。そのための周知や啓蒙活動を進めていくことも含まれます。

また、子どもの意見をどのように吸い上げているのか、あるいは吸い上げていく方法についての現状も報告します。

加えて、先ほど触れた救済委員会の取組みなど、その進捗状況も委員の皆様にご報告し、意見をいただきたいと考えています。

もし進捗が遅れている場合には、どうすれば取組みを前進させられるかを議論し、必要な施策を進めていく趣旨です。

(鈴木委員)

ありがとうございました。是非、よろしくお願いいたします。

(金子部長)

いじめ防止対策推進法の関係で、分かりづらく申し訳なかったと思いますが、救済委員

会では学校のいじめは取り扱わないということではないと私は思っております。

あくまでも、いじめ防止対策推進法の28条1項に、重大事態というのが規定されていて、その重大事態というのは、学校で数あるいじめの中で、こういう要件に当てはまるときは重大事態となっております。今回、札幌市教委でも10件ぐらい発覚したというのがありました。旭川市のいじめ問題でも、重大事態は教育委員会でまずやることになりませんが、そのあとで市長の権限でそれを再調査するという仕組みになってます。

その時に、市のこの子どもの権利救済委員会でも審議しつつ並行して、市長の権限の、いじめ再調査委員会を同時並行でやると、混乱を来すと言いますか、同じ案件を、違う委員会で審議するということはあり得ないと思っております。

そのために、その重大事態に限って取り扱わないとするだけであり、教育委員会のことに手を出しませんということではありません。

それが分かりづらい文章になっておりますので、次回、鈴木委員から依頼のあった表を用いながら、再び整理して、お示しなくてはならないなと思っております。

(藤野委員)

解説の資料4のページ、第10条の解説のところの二つ目ですが、第2項については子どもの声を聞くのはもちろん大切ですが、発達過程の子どもの意見をすべて尊重するのではなく、声を聞いた上で何を子どもにとって大切かを大人が考えるとあります。この部分について、私は少し違うと思っており、やはり子どもの意見は全て尊重するべきだと思います。ただし、例えば、「発達過程の子どもの意見全てを無条件に受け入れるのではなく、声を尊重した上で、何が子どもにとって最も良いかを大人が共に考え、導くことを規定しています」などに変更いただくと、そのまま本当の意味が伝わるものと思いました。

あともう1点、大澤先生にお伺いしたいのですが、同じ資料の5ページの第5条の解説の2つ目の最後に、「例えば、子どもの最善の利益のため、家族から離れる選択をされることもあります。その場合にあっても家族と連絡を取り合うことができるようにすることが必要です」ありますが、これはその子どもが希望すればという条件を付けた方が良いのか、どうなのでしょう。家族と連絡を取りたくない子の中にはいるのではないかと思います。お伺いいたします。

(北島係長)

最初、ご意見いただいた部分については、藤野委員のお考えと我々が考えている部分は、全く考えは一緒だと思いましたので、表現を変更したいと思います。

(大澤教授)

これは難しい問題だと思います。

児童養護施設に入所している子どもと考えたとき、最善の利益のために家族と離れる選択されて、その場合でも家族とかご連絡をとることができることは、原則的には、基本的な権利として保障すべきこととなっておりますが、連絡を取ることが、居場所の確認になって、例えばDVにつながるとか、何か子ども連れさることにつながるとか、そういうことがあって、実質的には裁判所の方で制限することができることになっていきますので、必要と明言してしまうと、そのようなケースでも必要ですかという話と重なってしまう可能性もあります。そのため、表現は変えた方が良くもありません。

(石塚部会長)

よろしいですか。ちょっとここは、少しまた追って議論していくようなところかなと思いますね。他にはいかがでしょうか。

(齋藤委員)

提案になりますが、先ほどの養護学校のところ、特別支援学校にした方が良いのではないかという話がありました。

確かに江別市に住んでいて、中高生っていうと南幌養護学校にスクールバスで通うしかありません。それ以外は、札幌の方に出て、高等支援学校に通うことが多いです。

これだけワークショップと意見交換会を行っているのに、南幌養護学校からしか聴いていないというようにも受け止められ兼ねないと思います。せっかくアンケート調査を市内の小中学生に幅広く実施し、支援学級ともつながっているのであれば、そういう言葉も盛り込んでおくことで、幅広く意見を取ったことが分かるかと思います。

(北島係長)

修正を検討いたします。おっしゃるとおり、意見交換会は数多くできなかつたというのもあり、南幌養護学校の生徒の方に限って実施しましたが、アンケート調査は、各学校の特別支援級の子どもたちにも回答してほしいという旨を伝え、難しければ、先生が補助してくださいとか、さらに難しければ分かりやすくしたものを別に送付するという対応を取っておりますので、アンケート調査の中では、広くお聞きできているものと考えております。

(石塚部会長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

では、大澤先生の方からあれば、お願いいたします。

(大澤教授)

救済委員会の部分は非常に難しいと感じました。札幌市の条例は、弁護士の先生が何人か入って作っていますので、法的にきちっと作りたいのであれば、札幌市の条例に記載の項目を参照にする必要があると思いました。

札幌市の条例を見ても救済委員会が取り扱わないとしているものに、いじめは入っておりません。

そのため、いじめ問題も調査はできるということになっていますが、実際にいじめ防止法との兼ね合いがどのようになっているかは、札幌市に確認していただいた方が良いかもしれないと思いました。

また、救済委員会は、札幌市の条例でいくと、実際に市の機関は勧告を尊重しなくてはならないとなっており、また、市の機関以外にも是正措置を講ずるよう要請することができると、強制力と言いますか、権限を持たせているので、そこまでやるかどうかというのも含めて議論する必要があると感じました。

本日、用意いただいた素案は非常にミニマムな部分をきちっとまとめてくださっていると思いましたので、これにどこまで付け加えるかというのを議論する必要があるかと思っており、例えば、虐待及び体罰の禁止とか、いじめの防止とか、あるいは、障がいのある子の尊厳とかアイヌ民族の方の生活を理解するとか、外国籍の子どものこととか、性別による様々な役割にとらわれないとか、性的少数者の理解とか、そういうことについての文言を入れるとか、入れないとかっていうことも議論になるかなと思います。

また、権利の保障の状況を検証するために権利委員会っていうのを作っているところもありますので、そこまでやるかどうかということも議論しても良いかなと思いました。

ここまでは、今日の皆さんの議論を聞かせていただいて、少し私が思ったことです。

最後に一つ一番大事なことがあると思います。つまり、骨格の部分をどうするかっていうことにはなりますが、この子どもの権利条例は、すごく大ざっぱに分けて二つあります。

他市の条例をある程度見ていただければと思いますが、保護すべき子どもとか、育つ権利をどこまで守るかといったような、本当に基本の部分を枠組みにしている条例と、それだけではなく、それに付け加えて、子どもは同じ人権を持つ市民であって、協働する仲間だということまで含めて条例を作っているかどっちかに分かれています。

例えば、札幌市では、子どもは社会の一員として尊重し、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきますとか、石狩市では、子どもは市民の一員としてまちづくりに参加する

ことができますとか、北広島市では、子どもは大人とともに北広島市をつくっていくパートナーですなどの記載があります。

あとは、同じように、川崎市や武蔵野市なども似た作りとなっております。つまり、子どもを保護するとか、子どもを守るとか、子どもにとって良い環境を作っていくというその一番の大枠で止まるのか、それとも協働するパートナーとして、子どもたちを、私たちは大人として迎え入れなくては駄目だということまで、やっぱり書くのか、これ二つに分かれております。

今回出していただいた素案は、子どもを守るとか、育つ権利を保障するとか、その環境を用意するという、やはりミニマムのところをきちっとまとめてくださっていると思いますので、そこで留める条例にするのか、やはり札幌市や石狩市、北広島市、川崎市、武蔵野市のように、もう一步進んで、そこに協働する市民として、私たちは子どものところにまちをつくるんだといったところまで書き込むのか、これは骨格に関わる部分で、この二つのどちらがあって、条例ができていますので、この部会としては、どちらの条例の骨格を選ぶのかというのは根本として議論する必要があるものと思いました。

(石塚部会長)

今、お話いただいた骨格の部分で、子どもをパートナーとして受け入れるといったような意味合いで考えるかといった部分になりますが、印象としては、そういう方向性でご検討いただけたらいいのかなと思いますので、次回、資料を修正いただく際に反映いただければと思います。

では、概ね議論も出尽くしましたでしょうか。

やはり皆様、すごく熱い思いがありますので、議論はまだ尽きないと思いますが、本件を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

5 その他

(石塚部会長)

では次に次第3その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

どうでしょうか、ではなければ、事務局からいかがでしょうか。

(北島係長)

本日は、活発な議論をいただき、ありがとうございます。

この会議以降もお気付きの点などがあれば、いつでもご連絡いただければ思っております。

次回の会議は、2月の下旬を考えております。

後日、日程調整をさせていただきますので、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

6 閉会

(石塚部会長)

本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第3回子どもの権利条例検討部会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございます。